栗山町自治基本条例の
検証に関する報告書

令和２年１２月４日

栗山町自治基本条例検討委員会

～ 目　　次 ～

１．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．検証の視点・考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３．検証結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３～10

４．活動経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

５．参考資料：栗山町自治基本条例の内容・・・・・・・・・・・・・・12～17

１．はじめに

栗山町では、町民参加による自律したまちづくりを将来にわたって推進していくため、平成２５年３月に「栗山町自治基本条例」が制定され、同年４月１日から施行されました。

この条例は、本町自治の最高規範と位置付けられ、町民、議会、行政それぞれの役割や責務のほか、情報共有と町民参加をまちづくりの基本原則とするなど、まちづくり全般に関わる基本的なルールが定められています。

また、条例第３７条においては、条例施行の日から４年を超えない期間ごとに、町民参加の下、各条項が社会経済情勢の変化や本町の町民自治の進展に適合しているかを検証し、必要な見直しを行うことが規定されており、これはまさしく、この条例を自分たちで育てていかなければならないことを表しています。

本格的な人口減少・少子高齢社会を迎え、また、刻々と変化する社会経済情勢など、本町を取り巻く環境は厳しさを増しており、これまで以上に町民一人ひとりが自治の主権者として自ら考え、行動することが必要となっています。

条例施行から２回目となる「栗山町自治基本条例検討委員会」では、８月に町長より委嘱を受けて以降、前回の検討委員会で指摘した改善点の取組状況を含め、今回、短期間の中で計５回にわたり検証を重ね、この程、その結果を報告書としてまとめたところであります。

この報告書が契機となり、町民自治の推進に役立てられることを期待するとともに、条例の基本理念・目的の実現に向けた町政運営の一助となることを切に願うものであります。

令和２年１２月４日

栗山町自治基本条例検討委員会
委員長　田　中　秀　典
委　員　初　山　清　仁
上　坂　永　子
原　田　優　司
渡　邉　みちよ
大　沼　英　明

２．検証の視点・考え方

条例の検証にあたっては、町から提出された「栗山町自治基本条例の運用状況について」などの資料を基に、各条項における制度、施策などの取組状況を踏まえ、課題・問題点について幅広い観点から検証を行いました。

…検証の視点

●条例の内容が社会経済情勢に適合しているか
●本町の町民自治を推進する内容となっているか
●条例の内容に沿った取り組みが実施されているか
●条例を推進していくために新たな取り組みの必要性はないか　など

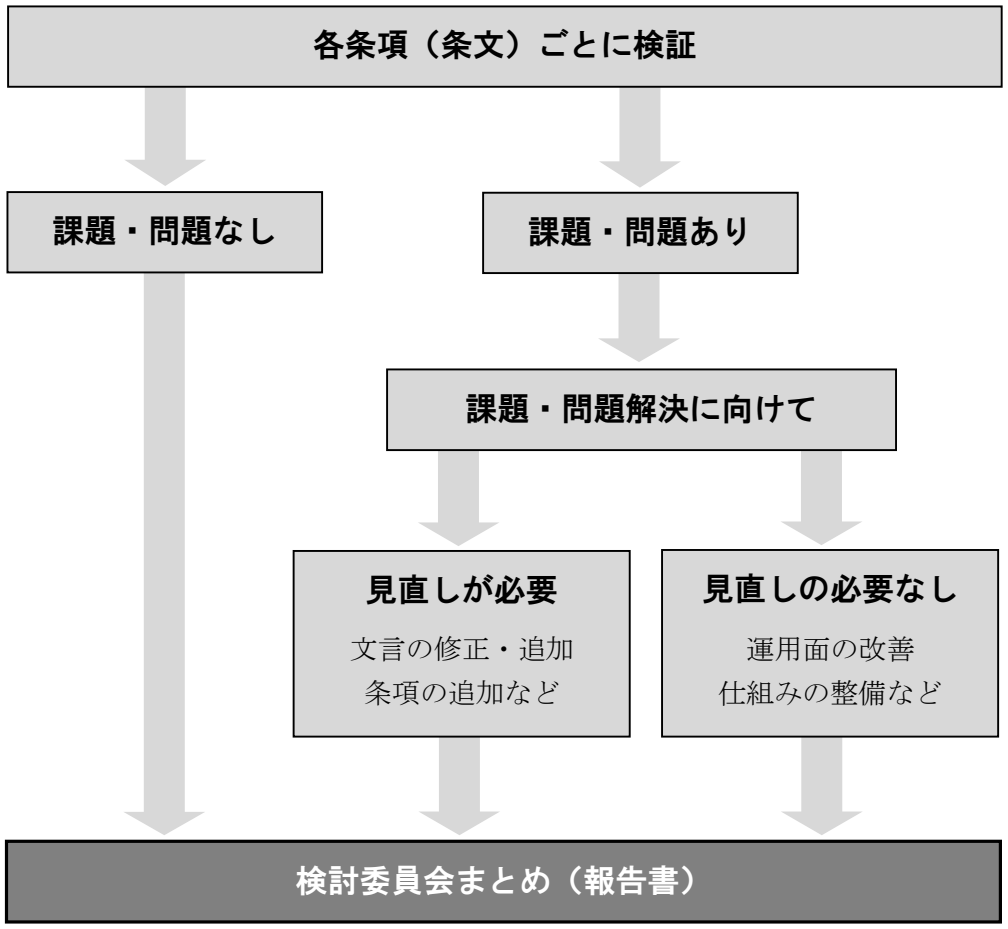

３．検証結果

条項ごとに検証した結果、現時点において条文の修正、追加など、見直しの必要はないとの結論に至りました。

なお、この条例をより実効性あるものにするために、運用面の改善など今後求められる対応に関して、以下のとおり意見を付します。

●第１条（目的）～第６条（町民の権利）

今回行われた町民アンケートの結果からも、依然として「自治基本条例」自体が町民に広く認知されていない状況です。町広報紙で特集を組むなど継続的にわかりやすい内容で普及啓発に努めることが必要です。

（目的）

第１条　この条例は、栗山町の自治の基本的な原則と制度を定め、町民の権利と役割、議会と行政の役割と責務を明らかにすることにより、町民自治の推進を図ることを目的とします。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

（１）　町民　町内に住所を有する人（以下「住民」といいます。）、町内で働き又は学ぶ人、事業活動その他の活動を営む人又は法人もしくは団体をいいます。

（２）　町　議会と行政をいいます。

（３）　町政　町が行う自治の活動をいいます。

（４）　行政　町長（地方公営企業の管理者の権限を有する町長を含む。）とその他執行機関をいいます。

（条例の位置付け）

第３条　この条例は、栗山町の自治に関する最高規範であり、町民、議会、行政はこの条例を遵守しなければなりません。

２　町は、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める内容を最大限に尊重し、整合を図ります。

３　町は、法令等を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして、適正に判断します。

（情報共有の原則）

第４条　町民、議会、行政は、情報を共有します。

（町民参加の原則）

第５条　議会と行政は、町民参加のもとに町政を推進します。

（町民の権利）

第６条　町民には、町政に関する情報を知る権利があります。

２　町民には、町政に参加する権利があります。

３　町民は、町政への参加又は不参加を理由として、不利益を受けることはありません。

●第７条（子どもの権利）

次代を担う子どもがまちづくりを実感することは重要なことです。ふるさと教育などのさらなる取り組みの実践をはじめ、子どものまちづくりに対する要望の実現によって、ふるさとくりやまに関心を持つ子の育成にもつながることから、学校での特別授業や子ども議会の実施など、子どもの主体性を尊重した参加機会の充実を図る取り組みも必要です。

また、教育現場だけでなく、家庭内においても、取り組んでもらえるような手法の検討も必要です。

（子どもの権利）

第７条　次代を担う子どもには、年齢に応じた方法により、町政に関する情報を知る権利と、町政に参加する権利があります。

２　町は、前項の権利を保障するため、子どもの主体性を尊重した参加機会の充実を図ります。

●第８条（町民の役割）

町民にまちづくりの主権者としての役割を認識してもらうためには、この条例の趣旨や理念をしっかりと周知していくことが不可欠です。

また､町民が町政に参加する意欲を高める仕掛けや気軽に参加できる環境づくりについて、さらなる検討が必要です

（町民の役割）

第８条　町民は、町政に関する情報を取得し、町政に参加するよう努めます。

２　町民は、町政への参加に当たっては、自らの発言や行動に責任を持ち、お互いを尊重し、協力し合うよう努めます。

●第９条（事業者の役割）

事業者が暮らしやすい地域社会づくりに参加することは重要であり、十分に取り組みが行われていますが、今後は、事業者のさらなるまちづくりの参画につなげていくため、取り組み内容を広く周知するとともに、事業者の声をまちづくりに反映する仕組みの検討も必要です。

（事業者の役割）

第９条　事業者は、社会的責任を認識し、地域との調和を図るとともに、暮らしやすい地域社会づくりに参加するよう努めます。

●第１０条・第１１条（議員の役割と責務）

この条文は、「議会基本条例」及び「議員政治論理条例」と関連している内容であることから、「前各項に規定するもののほか必要な事項は栗山町議会基本条例及び栗山町議会議員政治論理条例に定めます。」の追加を検討する必要があります。

（議会の役割と責務）

第１０条　議会は、行政との緊張を保持し、適正に監視するとともに、必要な政策を提案する役割を果たします。

２　議会は、議会の活動の全体を通して、町政や政策等の論点と争点を広く明らかにします。

３　議会は、議会の活動を町民に報告するとともに、町民が議会の活動に参加できるよう適切な措置を講じます。

４　議会は、議会の政策能力を強化するため、調査活動と立法活動の充実を図ります。

５　議会は、議員相互の自由な討議を重んじて運営します。

６　前各項に規定するもののほか必要な事項は、栗山町議会基本条例（平成１８年条例第１７号）に定めます。

（議員の役割と責務）

第１１条　議員は、町民全体の福祉の向上を目指して活動します。

２　議員は、町政に対する町民の意見等を把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、町民の信託に応えます。

３　議員は、町民の代表として、その倫理性を自覚し、公正に活動します。

●第１５条（職員の役割と責務）

職務能力向上、政策課題対応のための研修で知り得た情報等について、庁内で情報共有、情報交換を図るなど、組織として最大限に効果を活かしていく取り組みも必要です。

（職員の役割と責務）

第１５条　職員は、町民全体の福祉の向上を目指して、公平、公正かつ誠実に職務を遂行する役割を果たします。

２　職員は、自己研さんにより職務能力を向上させるとともに、所属を超えて連携を図り、政策課題に迅速かつ的確に対応します。

３　職員は、町民との信頼関係づくりに努めるとともに、町民と連携して職務を遂行します。

●第１６条（情報の提供）

町広報紙及びホームページについて、より多くの町民の方に見てもらえるよう町民ニーズの把握や他自治体（先進事例）も参考としながら、さらなる内容の工夫や改善の検討が必要です。

また、懇談会に関しても、参加者数が多いとはいえず、固定化の傾向もみられることから、内容の改善や町内会・自治会等との連携をより一層密にするなど、効果的な仕組みづくりが必要です。

（情報の提供）

第１６条　町は、町政に関する情報を適切な方法で町民に提供するとともに、情報提供に関する制度の充実を図ります。

２　町は、第２１条第１項各号に規定する事項を実施するときは、政策形成の過程を明らかにするとともに、その検討段階から町民に必要な情報を提供します。

●第１８条（個人情報の保護）

個人情報保護の概念と非常時等における現場対応など、運用面についての適切な指導も必要と考えます。

（個人情報の保護）

第１８条　町は、個人の権利と利益が侵害されることのないよう、個人情報を適正に保護します。

２　町民は、町が保有する個人情報について、栗山町個人情報保護条例（平成８年条例第１０号）で定めるところにより、開示、訂正及び利用停止を求めることができます。

●第１９条（会議の公開）

本会議の傍聴者が減少傾向にあることから、より効果的な手立てを検討する必要があります。

また、審議会の傍聴者も少ないことから、早期に開催日時等を周知するとともに、公表についても様々な配信方法の検討も必要と考えます。

（会議の公開）

第１９条　議会は本会議のほか、常任委員会と特別委員会を原則公開とします。

２　行政は、審議会などの附属機関とこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の会議を原則公開します。

３　町は、前２項で規定する会議を公開することが適当でないと認められるときは、非公開とすることができます。

●第２１条（町民参加の保障）

町政に対する関心の高まりは、まちづくりへの参加意欲にもつながっていくことから、町政に参加しやすい環境と参加意欲が持てるような仕組みづくり、多様な意見聴取機会の設定についての検討が必要です

（町民参加の保障）

第２１条　町は、次の各号に掲げる事項を実施するときは、その検討段階から適切な方法で町民の参加機会を提供します。

（１）　総合計画と各政策分野の基本的な計画を策定又は改定するとき。

（２）　町民生活に影響を及ぼす条例等を制定又は改廃するとき。

（３）　広く町民が利用する施設の新設、改良、廃止をするとき。

（４）　町民生活に大きな影響を及ぼす政策等の決定をするとき。

２　町は、前項に規定する参加機会において出された意見等について総合的に検討し、その結果と理由を公表します。

３　町は、第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町民参加を求めないことができます。

（１）　緊急を要するもの

（２）　法令の規定によるもの

●第２２条（審議会等の委員の選任）

募集委員数に対して応募者が少ないことや、重複委員も見られることから、より多様な町民が参加しやすい仕組みの検討が必要です。

（審議会等の委員の選任）

第２２条　町は、審議会等の委員の選任について、次の各号に掲げる事項に配慮します。

（１）　原則として、公募により選任された町民の委員を含むこと。

（２）　地域、年齢、性別等に偏りのないようにすること。

（３）　他の審議会等との重複を必要最小限にすること。

●第２４条（地域コミュニティ）

地方自治の基本である地域コミュニティは、少子高齢化の影響により、参加の減少、固定化の傾向が見られることから､持続可能な地域コミュニティのあり方などの検討が必要です。

中でも、町政を支える基本である町内会及び自治会について、役員のなり手不足や活動への参加減少傾向への対応として、再編及び統合に関する支援の検討も必要です。

（地域コミュニティ）

第２４条　町民は、自治の担い手となる地域コミュニティの重要性を認識し、その活動に参加するよう努めます。

２　町は、地域コミュニティの自主性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を必要に応じて支援します。

●第２５条（総合計画）

総合計画審議会において、若者の意見が不足していることから、メンバーに若年世代の積極的な採用の検討が必要です。

（総合計画）

第２５条　町は、町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するため、情報の共有と町民参加を踏まえて、最上位の計画として総合計画を策定します。

２　町が進める政策等は、総合計画に根拠を置きます。

３　総合計画は、計画期間を原則８年とする基本構想、基本計画、進行管理計画により構成し、このうち基本構想と基本計画については、議会の議決の対象とします。

４　基本計画は、計画期間中の４年目に、議会の議決により改定します。

５　総合計画は、第２８条第２項に規定する行財政改革大綱に基づく推進計画等との整合性に留意して策定します。

６　行政は、毎年度、基本計画に基づく事業の進行管理を行い、その情報を公表します。

７　町は、各政策分野の基本的な計画の策定又は改定に当たっては、総合計画との整合性を図ります。

８　前各項に規定するもののほか必要な事項は、栗山町総合計画の策定と運用に関する条例（平成２５年条例第２１号）に定めます。

●第２６条（財政運営）

自律したまちづくりを推進するために、健全な財政運営が求められるとともに、財政状況などを町民全体で共有することが重要です。

モニター制度など、財政の可視化に向けた取り組みの検討も必要です。

（財政運営）

第２６条　行政は、自律的な財政基盤の強化を図るとともに、財政健全化の指標を定めた中長期の財政見通しのもと、健全な財政運営を行います。

２　行政は、総合計画等を踏まえて予算を編成し、執行します。

３　行政は、予算、決算、財政状況等を、毎年度、町民に公表します。

●第２７条（政策評価）

政策評価は町政運営において、重要な事業であることから、町民参加に加えて、行政（政策）の専門家の参画など、より効果的な制度運用に向けた検討も必要です。

（政策評価）

第２７条　行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政活動を点検し、改善する評価の仕組みを確立します。

２　行政は、前項における評価の結果を予算編成に反映させるとともに、町民に公表します。

３　行政は、第１項の評価に当たっては、町民参加により行います。

●第３０条（町民の意見等への対応）

キャッチボイスなどの日常的な町民の声に対応する仕組みは重要であることから、今後も、町民が声を発しやすいような環境づくりを進めていくことが重要です。

（町民の意見等への対応）

第３０条　行政は、町民からの意見、提言、要望等があったときは、その情報を共有し、迅速かつ誠実に対応します。

●第３１条（法務原則）

今後においても、政策実現のための制度設計や運用を円滑に進められるよう実務研修の充実に努めていただきたい。

（法務原則）

第３１条　行政は、政策課題に的確に対応するため、条例、規則等の制定又は改廃を適切に行うとともに、法務の充実を図ります。

２　行政は、自らの責任において法令を適正に解釈し、運用します。

●第３２条（町民生活の安全確保）

近年の大規模災害等を経験した中で、本町の安全対策等について、多くの課題があることが明らかとなりました。現在、定められている避難先が本当に適切であるかの再検討、情報伝達手段の早期の構築、合わせて、町民の防災意識を高めるための日常的な情報発信など、安全確保の取り組みが必要です。

（町民生活の安全確保）

第３２条　町は、町民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態等に的確に対応するための体制等を整備し、町民生活の安全確保を図ります。

２　町民は、緊急の事態等の発生時に、自らの安全確保を図るとともに、町民相互の連携に努めます。

●第３４条（国、道との連携）

より効果的な人的交流や業務連携など、積極的に進めていただきたい。

（国、北海道との連携）

第３４条　町は、国、北海道とそれぞれ適切な役割分担のもと、対等な関係で相互に連携を図ります。

●第３６条（国際交流）

国際交流の取り組みの事後検証とまちづくりに活かしていくための取り組みを検討するとともに、海外研修生の受入れ検討など、さらに国際交流の輪を広げていく検討も必要です。

（国際交流）

第３６条　町は、各種分野における国際的な交流と連携に努め、その成果を町民に公表します。

●第３７条（条例の見直し）

今回も、実質的な検証時間が少なかったことから、次回の検討委員会の運営に向けては、十分な検証時間を確保するとともに、これまでの課題を踏まえ、各委員が委員会の内容を十分理解した中で、検討を進めていくことが必要です。

（条例の見直し）

第３７条　町は、この条例の施行の日から４年を超えない期間ごとに、必要な見直しを行います。

２　町は、前項の見直しに当たっては、町民が参加できるよう必要な措置を講じます。

４．活動経過

期　日	内　　容
令和２年８月２８日	**第１回栗山町自治基本条例検討委員会** 委嘱状交付、自治基本条例の概要について 検討委員会の概要について　ほか
令和２年９月３０日	**第２回栗山町自治基本条例検討委員会** 自治基本条例のアンケート結果について 自治基本条例の運用状況について 自治基本条例の運用状況の検証等について
令和２年１０月２１日	**第３回栗山町自治基本条例検討委員会** 自治基本条例の運用状況の検証等について
令和２年１１月１３日	**第４回栗山町自治基本条例検討委員会** 自治基本条例の運用状況の検証等について 検証結果に基づく委員会意見（まとめ）について
令和２年１２月４日	**第５回栗山町自治基本条例検討委員会** 委員会報告書の内容確認 委員会報告書の町への提出

５．参考資料～栗山町自治基本条例の内容

前　文	解　説
栗山町は、明治２１年（１８８８年）に開拓の鍬がおろされてから今日まで、先人の英知と情熱により幾多の困難を乗り越え、尊い歴史を刻みながら発展してきました。 その先人が守り育てた歴史、文化、伝統を引き継ぎ、「ふるさとは栗山です。」と町民誰もが誇りを持ち、いつまでも住み続けたいと思うことができるまちとするため、栗山町民憲章の理念を尊重し、新たな自治の歩みを進めていかなければなりません。 地方分権の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が広がるとともに、少子高齢化と人口減少の進展や、厳しさを増す地方行財政など、本町を取り巻く社会経済情勢が刻々と変化し、自治の在り方が問われています。 時代に対応し、持続可能な地域社会をつくるためには、町民一人ひとりが自治の主体であることを認識し、自ら考え、行動するとともに、町民、議会、行政がそれぞれの役割を尊重し、相互に補完し合い、協力して町政を進めていかなければなりません。 主権者である町民の参加による自律したまちづくりの推進を、町民、議会、行政が共有する基本理念とし、実現のための仕組みを定め、これを守り育てていくため、ここに栗山町自治基本条例を定めます。	この前文は、条例制定の趣旨、基本理念を明らかにするものであり、この条例全般を通じての解釈や運用の指針となるものです。 「主権者である町民の参加による自律したまちづくり」を本町の自治の基本理念と定めています。地方分権時代に対応し、町民、議会、行政が力を合わせ、住み良い地域社会づくりに努めることを本町の自治の姿とするものです。 また、本町の目指すべき姿を、「町民誰もが誇りを持ち、いつまでも住み続けたいと思うことができるまち」とし、その願いを「ふるさとは栗山です。」という言葉に込めています。

区　分		条　文	解　説
第１章 総則	目的	第１条　この条例は、栗山町の自治の基本的な原則と制度を定め、町民の権利と役割、議会と行政の役割と責務を明らかにすることにより、町民自治の推進を図ることを目的とします。	本条例制定の目的である「町民自治の推進」とは、前文に掲げた自治の基本理念である「主権者である町民の参加による自律したまちづくりの推進」をいい、その手段として、本町の自治の基本的な原則と制度、町民の権利と役割、議会と行政の役割と責務を明らかにするものです。
	定義	第２条　この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。 （１）　町民　町内に住所を有する人（以下「住民」といいます。）、町内で働き又は学ぶ人、事業活動その他の活動を営む人又は法人もしくは団体をいいます。 （２）　町　議会と行政をいいます。 （３）　町政　町が行う自治の活動をいいます。 （４）　行政　町長（地方公営企業の管理者の権限を有する町長を含む。）とその他執行機関をいいます。	１　「地方公営企業の管理者の権限を有する町長」とは、栗山町水道事業と栗山町下水道事業における管理者としての町長をいいます。 ２　「その他執行機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。なお、行政の組織には、その補助機関である職員を含みます。
	条例の位置付け	第３条　この条例は、栗山町の自治に関する最高規範であり、町民、議会、行政はこの条例を遵守しなければなりません。 ２　町は、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める内容を最大限に尊重し、整合を図ります。 ３　町は、法令等を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして、適正に判断します。	（第２項） 法規上の形式的な効力においては条例間に上下関係はありませんが、この条例は、本町の自治の基本理念、原則等を定めるものであり、他の条例、規則等の制定や改廃に当たっては、この条例の内容を最大限に尊重し、整合を図らなければならないという「最高規範性」があります。 また、町は、本条例に定める内容を実現するため、他の条例、規則等の制定と改廃を積極的に進める必要があります。
第２章 基本原則	情報共有の原則	第４条　町民、議会、行政は、情報を共有します。	情報の共有は、議会と行政からの情報公開とともに、町民から議会と行政、又は町民相互の情報提供も含めた考え方としています。
	町民参加の原則	第５条　議会と行政は、町民参加のもとに町政を推進します。	本条例の目的である町民自治の推進のためには、町民が町政に参加できる機会や制度の充実が必要となります。 そのためには、議会と行政は、町政における政策形成の過程において、町民が参加し、意見を表明できるよう、その機会を多様に設けていくことが必要です。
第３章 町民	町民の権利	第６条　町民には、町政に関する情報を知る権利があります。 ２　町民には、町政に参加する権利があります。 ３　町民は、町政への参加又は不参加を理由として、不利益を受けることはありません。	（第１項） 「知る権利」とは、町から提供された情報を受け取る権利とともに、主体的に町に対して情報の作成と公開を提案し、取得する権利もあります。 （第３項） 参加は町民の権利であり責務ではありません。町政に参加する権利を行使しないことや、参加の際の意見等を理由として、不当な扱いや差別を受けることはありません。
	子どもの権利	第７条　次代を担う子どもには、年齢に応じた方法により、町政に関する情報を知る権利と、町政に参加する権利があります。 ２　町は、前項の権利を保障するため、子どもの主体性を尊重した参加機会の充実を図ります。	（第１項） １　「子ども」とは、１８歳未満の青少年、児童生徒、幼児等をいいます。「児童福祉法」や「児童の権利に関する条約」における「児童」の対象年齢（１８歳未満）に準じています。

区　分		条　文	解　説
第３章 町民	子どもの権利		２　子どもの参加においても、町政に関する情報の共有が前提となります。 ３　学校を含めたあらゆる教育現場の中でふるさとを学び、体験する機会を提供する「ふるさと教育」の充実が必要です。 （第２項） 「子どもの主体性を尊重した参加機会」とは、子どもの主体的な参加意識と、その意見や討議を尊重する参加機会をいい、町はその意見等に誠実に対応する必要があります。
	町民の役割	第８条　町民は、町政に関する情報を取得し、町政に参加するよう努めます。 ２　町民は、町政への参加に当たっては、自らの発言や行動に責任を持ち、お互いを尊重し、協力し合うよう努めます。	（第２項） 町民は、積極的に町政に参加するとともに、無責任な言動等により、町政に混乱を招くことがないよう努めなければなりません。
	事業者の役割	第９条　事業者は、社会的責任を認識し、地域との調和を図るとともに、暮らしやすい地域社会づくりに参加するよう努めます。	１　「事業者」とは、町内において営利活動を行う個人と法人をいいます。 ２　事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域の課題を解決する公益的な活動に積極的に参加、貢献するとともに、その事業活動に当たっては、地域の環境、町民生活等に配慮することが必要です。
第４章 議会	議会の役割と責務	第１０条　議会は、行政との緊張を保持し、適正に監視するとともに、必要な政策を提案する役割を果たします。 ２　議会は、議会の活動の全体を通して、町政や政策等の論点と争点を広く明らかにします。 ３　議会は、議会の活動を町民に報告するとともに、町民が議会の活動に参加できるよう適切な措置を講じます。 ４　議会は、議会の政策能力を強化するため、調査活動と立法活動の充実を図ります。 ５　議会は、議員相互の自由な討議を重んじて運営します。 ６　前各項に規定するもののほか必要な事項は、栗山町議会基本条例（平成１８年条例第１７号）に定めます。	（第２項） 町政や政策等の論点と争点を明確化し、議会の視点から、町民に分かりやすく周知する必要があります。そのためには議員相互の自由討議の推進、質疑における一問一答の仕組み、行政側による反問など、関連する制度の充実が必要です。 （第３項） 「適切な措置」とは、町民との自由な意見交換の仕組みである一般会議、参考人制度と公聴会制度の活用、請願や陳情の受理などをいいます。 （第４項） 「調査活動と立法活動の充実」とは、政務活動費を活用した議員個々の調査活動や、議会事務局の調査機能と法務機能の強化、学識経験者等で構成する調査機関の設置などをいいます。
	議員の役割と責務	第１１条　議員は、町民全体の福祉の向上を目指して活動します。 ２　議員は、町政に対する町民の意見等を把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、町民の信託に応えます。 ３　議員は、町民の代表として、その倫理性を自覚し、公正に活動します。	（第１項） 議員は、地域等の個別事案だけではなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動することが必要です。 （第３項） 議員は、議員としての影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動することが必要です。
第５章 行政	行政の役割と責務	第１２条　行政は、政策等を適切に執行する役割を果たします。 ２　行政は、町政に関する情報を公開し、町民に対し説明責任を果たします。 ３　行政は、町民の意見等を尊重した行政運営を行うため、町民の参加機会の充実を図ります。	（第３項） 「町民の参加機会の充実」とは、町民が町政に参加できる機会や制度の充実をいい、行政は事案に応じて、町民との意見交換会や意見公募（パブリックコメント）、アンケート調査、審議会等の会議の開催など、多様な手法で町民の意見等を把握する必要があります。
	町長の役割と責務	第１３条　町長は、栗山町の代表として、町民の信託に応え、町民全体の福祉の向上のため、公平、公正かつ誠実に町政を執行する役割を果たします。 ２　町長は、自己の研さんに努めるとともに、職員を適切に指揮監督し、効果的な行政運営を行います。 ３　町長は、政策課題に的確に対応できる能力を持った職員を育成するとともに、効率的かつ機能的な組織を編成します。	（第３項） 「効率的かつ機能的な組織を編成」とは、町民に分かりやすい簡素で効率的な組織であるとともに、社会経済情勢の変化に応じ、適宜見直しを図ることをいいます。
	就任時の宣誓	第１４条　町長は、就任に当たり、この条例の基本理念の実現のため、公平、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓します。	町長による「就任時の宣誓」は、具体的な政策等の方針を述べる所信表明や町政執行方針とは目的が異なり、自治基本条例を遵守し、情報の共有と町民参加を基本とする町政運営に向けた姿勢を明らかにするものです。

区　分		条　文	解　説
第５章 行政	職員の役割と責務	第１５条　職員は、町民全体の福祉の向上を目指して、公平、公正かつ誠実に職務を遂行する役割を果たします。 ２　職員は、自己研さんにより職務能力を向上させるとともに、所属を超えて連携を図り、政策課題に迅速かつ的確に対応します。 ３　職員は、町民との信頼関係づくりに努めるとともに、町民と連携して職務を遂行します。	（第２項） 「職務能力」とは、専門的な知識と技能の習得や政策形成能力、法令等の解釈と適切な事務処理、町民とのコミュニケーション能力、情報収集能力等の多様な能力を含みます。職員には、担当する職務に対する専門性と、町政全般を把握する総合性が必要です。 （第３項） 町民と連携した職務の遂行と同時に、町民相互の連携が図られるよう調整する役割も重要です。
第６章 情報の共有	情報の提供	第１６条　町は、町政に関する情報を適切な方法で町民に提供するとともに、情報提供に関する制度の充実を図ります。 ２　町は、第２１条第１項各号に規定する事項を実施するときは、政策形成の過程を明らかにするとともに、その検討段階から町民に必要 な情報を提供します。	（第１項） １　「適切な方法」とは、懇談会、説明会、広報紙、ホームページ等の多様な手法を適切に活用することをいい、事案に応じて、複数の手法を用いるなど、効果的な情報提供が必要です。 ２　「情報提供に関する制度の充実」とは、情報提供手段の充実とともに、町民が必要とする情報を把握するための広聴機能に関する制度の充実をいいます。 （第２項） １　「政策形成の過程」とは、政策課題の発生から、検討の経過、意思決定に至るまでの過程（プロセス） の全てをいい、特に町民参加の時期、方法等を明らかにすることが必要です。 ２　「検討段階」とは、意思決定に至る前の段階をいい、町民から出された様々な意見等を尊重した政策形成が必要となります。ただし、第２１条第３項各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。 ３　「必要な情報」とは、①政策等の発生源、②検討した他の政策案等の内容、③他の自治体の類似する政策との比較検討、④総合計画における根拠又は位置付け、⑤関係ある法令又は条例等、⑥政策等の実施にかかわる財源措置、⑦将来にわたる政策等のコスト計算、⑧その他必要な情報をいいます。
	情報公開制度	第１７条　町は、町政に関する情報の公開を求められたときは、栗山町情報公開条例（平成１４年条例第３２号）で定めるところにより、情報を公開します。	
	個人情報の保護	第１８条　町は、個人の権利と利益が侵害されることのないよう、個人情報を適正に保護します。 ２　町民は、町が保有する個人情報について、栗山町個人情報保護条例（平成８年条例第１０号）で定めるところにより、開示、訂正及び利用停止を求めることができます。	
	会議の公開	第１９条　議会は本会議のほか、常任委員会と特別委員会を原則公開とします。 ２　行政は、審議会などの附属機関とこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の会議を原則公開します。 ３　町は、前２項で規定する会議を公開することが適当でないと認められるときは、非公開とすることができます。	（第２項） １　「審議会等」とは、町長とその他執行機関が諮問する機関をいいます。 ２　会議の公開には、開催日時、諮問内容、公開又は非公開の別、傍聴者の定数等を事前に町広報又は町ホームページにより周知することが必要となります。 ３　町は、第１項と第２項の会議が開催されたときは、会議録を作成し、適切に管理と保存をします。その会議録は、全部を記録することとした場合を除き、次の事項を要点筆記したものをいいます。 ①会議の日時、場所、出席者氏名、傍聴者人数、②会議の議題、③会議での検討に使用した資料等、④会議における発言の要旨又は議事の経過、⑤会議の結論、⑥その他必要な事項 （第３項） 「会議を公開することが適当でない」とは、法令等の規定により非公開とされている場合や、個人のプライバシーに関わる内容を扱う場合、個人や法人等の正当な利益を損なう危険性がある内容を扱う場合など、栗山町情報公開条例第７条各号に規定する情報に該当する事項について審議等を行う場合をいいます。
	情報の収集と管理	第２０条　町は、町政に関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかに町民に提供できるよう統一した基準により管理し、保存します。	「統一した基準」とは、栗山町文書管理規程（平成１５年訓令第２号）に定める文書分類とファイル基準をいいます。

区　分		条　文	解　説
第７章 町民参加の推進	町民参加の保障	第２１条　町は、次の各号に掲げる事項を実施するときは、その検討段階から適切な方法で町民の参加機会を提供します。 （1）　総合計画と各政策分野の基本的な計画を策定又は改定するとき。 （2）　町民生活に影響を及ぼす条例等を制定又は改廃するとき。 （3）　広く町民が利用する施設の新設、改良、廃止をするとき。 （4）　町民生活に大きな影響を及ぼす政策等の決定をするとき。 ２　町は、前項に規定する参加機会において出された意見等について総合的に検討し、その結果と理由を公表します。 ３　町は、第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町民参加を求めないことができます。 （1）　緊急を要するもの （2）　法令の規定によるもの	（第１項） １　「適切な方法」とは、町民参加の目的と論点の明確化、参加の対象者の明確化、場所の設定、意見等を出しやすい手法の工夫などを指し、町は常に創意工夫を重ねる必要があります。また、地域、年齢、性別等に偏りのない公平な参加機会に配慮します。 ２　「各政策分野の基本的な計画」とは、栗山町議会基本条例第８条第２号から第５号までに規定するもののほか、総合計画に関連する各政策分野において基本となる方針を定める計画をいい、町が個別に策定する自主計画と、法令や国又は北海道の要請に基づいて策定する計画を含みます。 ３　「改定」とは、第２５条第４項に規定する総合計画における基本計画の中期見直し、各政策分野の基本的な計画の計画期間中における全面的な見直しのことをいいます。 ４　「町民生活に影響を及ぼす条例等」とは、町政における基本的な制度を定める条例等や、町民に義務を課し、権利を制限することを内容とする条例をいいます。 ５　「広く町民が利用する施設」とは、公民館、公園、図書館、役場庁舎等の広く町民の一般的利用を目的とする施設で、町が整備と管理の主体となるものをいいます。 ６　「改良」とは、施設の増設や機能の変更、向上を意味し、道路の改良舗装、上下水道施設の改修や更新、河川しゅんせつ、老朽化等に伴う施設の維持補修などは除きます。また、小規模な施設の改良など、町民参加を求める必要のない軽微な内容は除きます。 ７　「町民生活に大きな影響を及ぼす政策等」とは、市町村合併や、国、北海道等が管理する大規模施設の誘致、他の市町村と広域で設置する組織や施設の整備などをいいます。 （第３項） １　「緊急を要するもの」とは、まちの仕事の決定に迅速性が求められ、町民参加手続を行って決定するまでの時間を設けることができないもの、又は適当ではないもの、自然災害等へ対応するものをいいます。 ２　「法令の規定によるもの」とは、法令に実施の基準が定められていて、その基準に基づいて行うもので、町民の意見を反映させる余地がないものをいいます。例えば、引用法令の一部改正に伴う条例改正や、地方税の標準税率の設定等があります。
	審議会等の委員の選任	第２２条　町は、審議会等の委員の選任について、次の各号に掲げる事項に配慮します。 （1）　原則として、公募により選任された町民の委員を含むこと。 （2）　地域、年齢、性別等に偏りのないようにすること。 （3）　他の審議会等との重複を必要最小限にすること。	第１号において、公募しても応募者がいなかった場合や、法令で委員要件が定められ公募を加える余地がない場合などは除かれます。
第８章 住民投票	住民投票	第２３条　町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を確認する必要があるときは、議会の議決を経て、住民投票を実施することができます。 ２　住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。 ３　町は、投票の結果を尊重します。	（第１項） １　「町政に関する重要事項」とは、町全体に重大な影響を与え、又は与える可能性があり、住民間又は住民と町の間に重大な意見の相違が認められる状況があるものをいい、例えば、市町村合併等のまちの存立の基礎的条件に係ることや、大規模公共事業の実施など将来の行財政運営に多大な影響を及ぼす政策等が想定されます。 ２　既に法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項や、特定の住民又は地域にのみ関係する事項、自治体の組織や人事等の事務処理に関する事項、税率の引き下げなどの町の金銭徴収に関する事項等は、住民投票の対象から除外します。 （第２項） 住民投票の結果をより有効に機能させるためには、事案が発生した時点でその内容と実施手続を慎重に検討し、個別に住民投票条例を定める必要があります。町政は、情報の共有と町民参加の実践による意思決定が大切であり、住民投票制度を恒常的に設けるものではありません。 （第３項） 住民投票は、町長、議員を住民の代表とする間接民主制を補完し、町民参加を充実させる制度であり、町はその結果を受け止め、これを尊重することを規定しています。

区　分		条　文	解　説
第８章 住民投票	住民投票		※参考 住民投票の実施に向けた発議は、次の方法により行われます。 （1） 町長が住民の意思を直接に確認する必要があると判断し、住民投票条例を発議したとき。 （2） 住民のうち選挙権を有する者が、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条の規定により住民投票条例の制定を町長に請求したとき。 （3） 議員が地方自治法第１１２条の規定により住民投票条例を発議したとき。
第９章 地域コミュニティ	地域コミュニティ	第２４条　町民は、自治の担い手となる地域コミュニティの重要性を認識し、その活動に参加するよう努めます。 ２　町は、地域コミュニティの自主性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を必要に応じて支援します。	（第１項） 「地域コミュニティ」とは、町内会や自治会、まちづくり協議会、非営利活動団体、ボランティア団体、その他の公共的な目的を持って活動する町民団体をいいます。 （第２項） 「支援」とは、情報の提供、職員の持つ知識や技能の提供、運営や活動への補助金等をいいます。
第１０章 総合計画	総合計画	第２５条　町は、町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するため、情報の共有と町民参加を踏まえて、最上位の計画として総合計画を策定します。 ２　町が進める政策等は、総合計画に根拠を置きます。 ３　総合計画は、計画期間を原則８年とする基本構想、基本計画、進行管理計画により構成し、このうち基本構想と基本計画については、議会の議決の対象とします。 ４　基本計画は、計画期間中の４年目に、議会の議決により改定します。 ５　総合計画は、第２８条第２項に規定する行財政改革大綱に基づく推進計画等との整合性に留意して策定します。 ６　行政は、毎年度、基本計画に基づく事業の進行管理を行い、その情報を公表します。 ７　町は、各政策分野の基本的な計画の策定又は改定に当たっては、総合計画との整合性を図ります。 ８　前各項に規定するもののほか必要な事項は、栗山町総合計画の策定と運用に関する条例（平成２５年条例第２１号）に定めます。	（第２項） 「総合計画に根拠を置きます」とは、町が進める政策等は、総合計画に基づき予算化され、実施されることをいいます。 （第３項） １　「基本構想」とは、町政の基本的な政策の方向性を定めるほか、総合計画の推進に当たっての必要な事項を定めた、総合計画の策定と運用の指針となるものをいいます。 ２　「基本計画」とは、実施が確実な政策等からなる前期４年の実施計画と、将来展望を概略的に示した後期４年の展望計画を定めたものをいいます。 ３　「進行管理計画」とは、実施計画の進行を適切に管理するため、主要事業の目的、内容、財源構成等を定めたものをいいます。 （第４項） 基本計画は、計画期間の４年目に、前期実施計画における評価結果を踏まえるとともに、町長選挙の当選者が掲げる公約、当初展望計画に記載した政策構想等を総合的に検討して改定します。
第１１章 行政運営	財政運営	第２６条　行政は、自律的な財政基盤の強化を図るとともに、財政健全化の指標を定めた中長期の財政見通しのもと、健全な財政運営を行います。 ２　行政は、総合計画等を踏まえて予算を編成し、執行します。 ３　行政は、予算、決算、財政状況等を、毎年度、町民に公表します。	（第１項） 「財政健全化の指標」とは、財政の健全度を判断するための指標（判断指標）と、その判断指標に基づく目標指数をいいます。 （第２項） 行政は、総合計画のほか、政策評価における評価結果、行財政改革推進計画を踏まえて予算を編成し、執行する必要があります。 （第３項） 「町民に公表」とは、編成過程も含めた予算説明書の公開や、財政状況に関する説明機会の提供などにより、町民に分かりやすく公表することをいいます。
	政策評価	第２７条　行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政活動を点検し、改善する評価の仕組みを確立します。 ２　行政は、前項における評価の結果を予算編成に反映させるとともに、町民に公表します。 ３　行政は、第１項の評価に当たっては、町民参加により行います。	（第１項） 評価に当たっては、主要事業に係る人件費を含め、全コストを把握した上で実施するものとします。 （第３項） 「町民参加」とは、町民で組織する政策評価委員会の設置など、町民による外部評価の取組をいいます。
	行財政改革	第２８条　行政は、行政運営の在り方を見直すとともに、その効率化を図るため、町民の参加を経て行財政改革大綱を策定します。 ２　行政は、行財政改革大綱に基づく推進計画等を策定し、その進行管理を行うとともに、進捗状況を公表します。	（第２項） 「推進計画等」とは、行財政改革大綱に基づく行財政改革推進計画と、職員定数と組織編成、職員配置等の行政体制の適正化を目的とする計画をいいます。

区　分		条　文	解　説
第１１章 行政運営	行政手続	第２９条　行政は、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。 ２　前項に規定するもののほか必要な事項は、栗山町行政手続条例（平成８年条例第１４号）に定めます。	（第１項） 行政手続は、公正の確保と透明性の向上とともに、より簡素で町民にとって分かりやすいものであるよう継続的な改善が必要です。
	町民の意見等への対応	第３０条　行政は、町民からの意見、提言、要望等があったときは、その情報を共有し、迅速かつ誠実に対応します。	「意見、提言、要望等」とは、町民個々からの意見、提言や、多様な町民団体からの提言、要望など、行政による町民参加機会に限らず日常的に寄せられるものをいいます。行政は、事実関係を調査し、迅速かつ誠実に対応する必要があります。
	法務原則	第３１条　行政は、政策課題に的確に対応するため、条例、規則等の制定又は改廃を適切に行うとともに、法務の充実を図ります。 ２　行政は、自らの責任において法令を適正に解釈し、運用します。	（第１項） 「法務の充実」とは、法令等を解釈し町民全体のために活用できる職員の育成と、法務に関する外部機関、知識経験者の活用を図ることをいいます。 （第２項） 法令の解釈に当たっては、標準的な文理解釈にとどまらず、自主解釈権を発揮し、地域の実情を最大限に考慮した積極的な論理解釈を行う必要があります。
第１２章 町民生活の安全確保	町民生活の安全確保	第３２条　町は、町民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態等に的確に対応するための体制等を整備し、町民生活の安全確保を図ります。 ２　町民は、緊急の事態等の発生時に、自らの安全確保を図るとともに、町民相互の連携に努めます。	（第１項） １　「緊急の事態等」とは、地震、風水害等の自然災害のほか、伝染病や凶悪犯罪、武力攻撃事態等の多様な危機を含みます。 ２　「体制等を整備」とは、地域防災計画、国民保護計画等の緊急時の対応と復旧等を定めた計画の策定や、その計画に基づく組織体制の整備や情報収集、さらには、国、北海道、他の市町村、企業等との連携体制づくりなどをいいます。
第１３章 連携等	地域内の連携	第３３条　町民、議会、行政は、より良い地域社会をつくるため、それぞれの活動において連携を図ります。	町民、議会、行政が、それぞれの役割や責務を自覚し、それぞれの活動に関する情報を相互に共有し、協力して地域課題の解決に取り組むことを規定しています。
	国、北海道との連携	第３４条　町は、国、北海道とそれぞれ適切な役割分担のもと、対等な関係で相互に連携を図ります。	地方分権一括法の施行により、国と地方公共団体に法律上の上下関係はなく、対等かつ協力の関係になったことを踏まえ、町は、国、北海道と対等な関係のもと、互いの役割を分担し、協力して課題の解決に取り組むことを規定しています。
	他の市町村との連携	第３５条　町は、効率的な町政運営や共通する課題の解決のため、他の市町村との連携を図ります。	近隣市町村との広域連携の推進など、町は、他の市町村と協力して、行政事務の効率化や共通する課題の解決に取り組むことを規定しています。
	国際交流	第３６条　町は、各種分野における国際的な交流と連携に努め、その成果を町民に公表します。	「成果を町民に公表」とは、町が進める国際的な交流と連携の取組の目的や意義、成果等について、町民に情報を公表することをいいます。
第１４章 条例の見直し	条例の見直し	第３７条　町は、この条例の施行の日から４年を超えない期間ごとに、必要な見直しを行います。 ２　町は、前項の見直しに当たっては、町民が参加できるよう必要な措置を講じます。	（第１項） １　町は、この条例の各条項が、社会経済情勢の変化や、本町の町民自治の進展に適合しているかを検証し、条例の規定について検討を加え、必要に応じて見直し（改正）する必要があります。 ２　「この条例の施行の日から４年を超えない期間ごとに」としたのは、町長の任期中に一度は条例の規定を再検討することを意味します。 （第２項） 「必要な措置」とは、第２１条第１項の規定に基づき、検討段階から適切な方法で町民の参加機会を提供することをいいます。